

各 表 の 説 明

- ・各表は、「令和6年地方公務員給与実態調査」等を基に取りまとめたものである。
- ・調査期日は、令和6年4月1日である。

第1表 職員数に関する調

(1) 全職員

- 1 本表は、一般職に属する職員（再任用・勤務延長職員及び休職・停職者等を含む。以下、第2表から第7表までにおいて同じ。）について、調査したものである。
- 2 「一般職員」とは、「教育公務員」及び「臨時職員」以外の職員をいう。
- 3 「教育公務員」とは、教育公務員特例法の適用又は準用を受ける職員のうち、県費負担教職員を除いた者をいう。
- 4 「技能労務職員」とは、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。
- 5 「臨時職員」とは、一般職に属する臨時的任用職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が令和6年4月1日現在において引き続いて12月を超える職員をいう。

(2) 普通会計関係

- 1 本表は、「全職員」のうち給料が普通会計から支給されている職員にかかるものである。
- 2 職員の会計区分は、別表1による。

(3) 一般行政関係

本表は、「消防関係」、「教育関係」又は「公営事業会計関係」のいずれにも該当しない機関又は施設等に勤務する職員にかかるものである。

(4) 消防関係

本表は、市町村の消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員にかかるものである。

(5) 教育関係

本表は、教育委員会の事務局、学校その他の教育機関及び施設に勤務する職員のうち、県費負担教職員を除いた職員にかかるものである。

(6) 公営事業会計関係

本表は、別表1の公営事業会計関係の欄に掲げる事業に勤務する職員にかかるものである。

第2表 部門別職員数に関する調

- 1 本表は、第1表の職員のうち一般行政関係、消防関係及び学校以外の教育関係の職員の部門別内訳である。
- 2 「本庁」欄は、地方自治法第4条に規定する事務所（市役所・町村役場）に勤務する職員数を記載したものである。
- 3 「施設」欄は、地方自治法第244条に規定する公の施設及び試験研究機関等に勤務する職員数を記載したものである。
- 4 「その他」欄は、地方自治法第155条に規定する支所・出張所及び同法第156条に規定する行政機関のほか出先機関、指定都市の区役所に勤務する職員数を記載したものである。

第3表 年齢別職員数に関する調

- 1 本表は、第1表に記載された職員について、別表2の職種区分により区分し、全職種（全職員）、一般行政職及び技能労務職の3種を収録したものである。
- 2 年齢区分は、令和6年4月1日現在の満年齢による。

第4表 一部事務組合職員数に関する調

- 1 本表は、専任職員を置く一部事務組合の職員数について調査したものである。
- 2 「一般職員」、「技能労務職員」及び「臨時職員」については、第1表の説明による。

第5表 職種別職員数及び給与月額に関する調

- 1 本表は、別表2の職種区分により区分し、全職種（全職員）、一般行政職及び技能労務職について、給料及び各種手当の支給職員数及び支給月額を調査したものである。（HPでの公表にあたっては、個人が特定される恐れがあるため、全職種（全職員）のみ公表している）
- 2 「給料」、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」、「通勤手当」、「在宅勤務等手当」、「特殊勤務手当」の支給月額は、1に記載された職員が令和6年4月分（「特殊勤務手当」については、4月実働分）として受けるべき額について、その総額及び1人当たり平均額を記載してある。この場合、休職、停職等により給料又は各種手当を減額されている場合であっても、その者に本来支給されるべき額により記載している。また、「基本給」とは、「給料」、「扶養手当」及び「地域手当」を合計した額である。

第6表 初任給基準に関する調

- 1 本表は、条例又はこれに基づく規則等により定められている初任給基準額及び規則等による採用日と同日の昇給期間の短縮について調査したものである。
- 2 学歴の区分は、人事院規則9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第3学歴免許等資格区分表等の基準学歴による。

第7表 諸手当に関する調

本表は、令和6年4月1日現在における諸手当の支給対象、支給額等を調査したものである。

第8表 給与水準に関する調

- 1 本表は、一般行政職について令和6年及び令和5年のラスパイレス指数を算出したものである。
- 2 市町村の平均ラスパイレス指数は、学歴別、経験年数別の区分ごとに県内市町村の合計職員数及び平均給料（職員数による加重平均）を求め、国とラスパイレス比較を行うことにより求めるものであり、各市町村のラスパイレス指数の単純平均ではない。

第9表 採用職員数に関する調

- 1 本表は、令和6年4月1日に採用した一般職に属する常勤の職員（再任用職員等を除く。）について調査したものである。
- 2 「一般職員」とは、上記1の職員のうち「教育公務員」以外の職員をいう。
- 3 「教育公務員」とは、「学校関係」の「教育公務員」の職員をいい、県費負担教職員は含まない。

第 10 表 特別職職員等の給料（報酬）額に関する調

- 1 本表は、市町村長、副市町村長、教育長、議長、副議長及び議員の給料又は報酬について令和 6 年 4 月 1 日現在で調査したものである。
- 2 適用年月日は、市町村長及び議長に関するものである。

(別表1)

会計区分		対 象 範 囲
1	普通会計関係	2に掲げる以外の職員
2 公 営 事 業 会 計 関 係	(1) 公 営 企 業 会 計 関 係	下記の事業に係る職員 ① 水道事業(簡易水道事業を除く。) ② 工業用水道事業 ③ 交通事業(軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業) ④ 電気事業 ⑤ ガス事業 ⑥ 上記事業のほか、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約の定めるところにより、同法第4章(職員の身分取扱)の規定が適用される事業
	(2) そ の 他 公 営 企 業 会 計 関 係	下記の事業に係る職員(上記(1)⑥に該当する事業を除く。) ① 簡易水道事業 ② 船舶運航事業 ③ 電気事業(地方公営企業法の適用を受けずに特別会計を設置しているものに限る。) ④ 病院事業(原則として医療法第1条の5に規定する病院を運営する事業。ただし、公立大学附属病院等の主として一般行政上の目的から経営している病院を除く。) ⑤ 下水道事業(公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業) ⑥ 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。) ⑦ 市場事業 ⑧ と畜場事業 ⑨ 観光施設事業(休養宿泊施設事業、索道事業(ロープウェイ、スキーリフト等)及びその他観光事業) ⑩ 宅地造成事業(住宅造成事業、臨海土地造成事業、その他造成事業) ⑪ 有料道路事業(観光地有料道路事業を含む。) ⑫ 駐車場整備事業(観光地駐車場整備事業を含む。) ⑬ 介護サービス事業(指定介護5施設(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定看護ステーション)に限る。) ⑭ その他、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約の定めるところにより、同法の財務規定等のみを適用している事業
	(3) そ の 他 事 業 関 係	下記の事業に係る職員 ① 公立大学付属病院事業(普通会計に属する職員は除く。) ② 収益事業(競馬、競輪、モーターボート競走、小型自動車競走及び宝くじの各事業) ③ 国民健康保険事業(直診勘定に係る医療法第1条の5に規定する病院を除く。) ④ 老人保健医療事業 ⑤ 農業共済事業 ⑥ 交通災害共済事業(地方公共団体が条例等により直接行うもの。) ⑦ 介護保険事業 ⑧ 後期高齢者医療事業

(別表2)

(1) 一 般 行 政 職	(2) 以下のいずれにも該当しない職員
(2) 税 務 職	国の税務職俸給表の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(3) 海 事 職 (一)	国の海事職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(4) 海 事 職 (二)	国の海事職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(5) 研 究 職	国の研究職俸給表の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(6) 医 師 ・ 歯 科 医 師 職	国の医療職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(7) 薬 剤 師 ・ 医 療 技 術 職	国の医療職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員及び獣医師(獣医師としての資格を有し、保健所、家畜保健衛生所等において現実に獣医師としての本来の業務に従事している職員に限る。)(企業職の職員を除く。)
(8) 看 護 ・ 保 健 職	国の医療職俸給表(三)の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(9) 福 祉 職	国の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(10) 消 防 職	消防吏員及び常勤の消防団員
(11) 企 業 職	地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員
(12) 技 能 労 務 職	国の行政職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員 (企業職の職員を除く。)
(13) 第一号任期付研究員	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員
(14) 第二号任期付研究員	任期付研究員法第6条第2項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員
(15) 特 定 任 期 付 職 員	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける者に相当する職員
(16) 大 学 (短 大) 教 育 職	国の教育職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員 したがって、一般職員のうちの教務職員(昭和32年人事院指令9-56第1項第1号に規定する者に準ずる職員)が含まれるものであること。
(17) 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「旧給与法」という。別表第6の教育職俸給表(二)の適用を受ける者(人事院規則9-2-48による改正前の人事院規則9-2(以下「旧規則」という。)第9条第2号及び第3号に規定する者を除く。))に相当する職員及び特殊学校・専修学校・各種学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員
(18) 小・中学校(幼稚園)教 育 職	旧給与法別表第6の教育職俸給表(三)の適用を受ける者に相当する職員(枠外教員を含む。)(特別支援学校で教育に従事する職員を除く。)
(19) 高等専門学校教育職	国の教育職俸給表(二)の適用を受ける者(旧規則9-2第10条の2第1号に規定する者に限る。)に相当する職員
(20) そ の 他 の 教 育 職	教育公務員特例法第2条第5項に規定する指導主事(充て指導主事を除く。)及び社会教育主事
(21) 警 察 職	国の公安職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員
(22) 臨 時 職 員	一般職に属する臨時的任用職員のうち、その職名のいかんを問わず、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が令和6年4月1日現在において引き続いて12月を超える職員
(23) 特 定 地 方 独 立 行 政 法 人 職 員	地方独立行政法人法第2条第2項に定める特定地方独立行政法人に勤務する職員((24)に該当する職員を除く。)
(24) 特 定 地 方 独 立 行 政 法 人 臨 時 職 員	地方独立行政法人法第2条第2項に定める特定地方独立行政法人に勤務する職員のうち(22)に規定する臨時職員に該当する職員